

V いじめの防止等のための対策のための組織の設置

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「常光小学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

この組織は、本校の児童支援委員会を母体とし、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談主任、特別支援教育主任で構成する。個々の事案に応じて学級担任も加えることができるものとする。

また、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止に関する具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・家庭や地域、関係機関との連携
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の対応
- ・学校いじめ防止基本方針の評価と見直し

(3) 開催

- ・毎月1回児童支援委員会と兼ねて開催する。児童支援委員会ではいじめの未然防止のため、問題傾向を有する児童についての情報交換を行う。いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

VI その他

本校は、毎年度、学校いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

平成30年8月 改定